

新型コロナウイルス感染症に対応した「危機関連保証」について

新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業者・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、すでに実施したセーフティネット保証に加えて危機関連保証が発動されました。これにより、売上高等が急減する中小企業・小規模事業者においては、一般保証及びセーフティネット保証とはさらに別枠となる100%保証が利用可能となります。

2020.3.23 現在

概要	突発的に生じた大規模な経済危機、災害等により、著しい信用収縮が生じた、全国・全業種の中小企業者を対象として、信用保証協会が通常の保証限度額（2億8,000万円）及びセーフティネット保証の保証限度額（2億8,000万円）とは別枠（2億8,000万円）で借入債務の100%を保証する制度
融資対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として、最近1ヶ月間の売上高等（※）が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれることについて、市区町村長等からの認定を受けた中小企業者等
資金使途	経営の安定に必要な事業資金
保証限度額	一般保証等とは別枠で2億8,000万円
融資期間	10年以内（うち据置期間2年以内）
融資利率	金融機関所定の利率
保証料率	年0.7%（無担保保険、普通保険）・年0.6%（特別小口保険）
担保及び保証人	【担保】必要に応じ差し入れていただきます 【保証人】原則として法人代表者以外必要ありません
取扱期間	令和2年2月1日から令和3年1月31日（貸付実行分）
備考	市町村長又は特別区長の認定書を提出してください。

（※）売上高等…売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高）